

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和5年3月31日・東京都規則第49号

第1 概要

(1) 改正理由

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）の改正に伴い、規定の整備をする必要がある。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）の改正に伴い、規定の整備をする必要がある。

(2) 改正内容

ア 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

(ア) その他削減量（第4条の13第1号）

第1 1の改正に伴い、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条の13第1号において引用している施行規則の名称を改正する。

(イ) 義務充当の失効（第4条の14第1項表一ア）

第1 1の改正に伴い、規則第4条の14第1項表一アにおいて引用している特別措置法の名称を改正する。

(ウ) 振替可能削減量の振替等の申請（第4条の21の8第3項第2号）

第1 1の改正に伴い、規則第4条の21の8第3項第2号において引用している特別措置法の名称を改正するとともに、同号中「第二条第一項」を「第二条第四項」に改める。

(エ) 統括管理者等の選任（第4条の24第3項第1号ウ）

第1 2の改正に伴い、規則第4条の24第3項第1号ウにおいて引用している省エネ法の名称を改正するとともに、同号ウ中「第五十一条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

イ 家庭用電気機器関係

(ア) 特定家庭用機器（第13条の6）

第1 2の改正に伴い、規則第13条の6中「第四百四十六条第一項」を「第四百五十条第一項」に改める。

(イ) 省エネルギー性能等の表示（第13条の7第2項）

第1 2の改正に伴い、規則第13条の7第2項中「第四百四十五条第一項」を「第四百四十九条第一項」に改める。

ウ 低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務関係

(ア) 燃費性能（第16条の4）

第1 2の改正に伴い、規則第16条の4中「第四百四十七条第一号」を「第四百五十一条第一号」に改める。

エ 東京都公害防止管理者関係

(ア) 公害防止管理者の資格要件（別表第10）

第1 2の改正に伴い、規則別表第10において引用している省エネ法の名称を改正する。附則第2項に規定する暫定基準の適用期間の末日を「令和5年3月31日」から「令和8年3月31日」に改める。

第2 施行日

令和5年4月1日

第3 問合せ先

(1) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

環境局気候変動対策部総量削減課 直通 03-5388-3487

(2) 家庭用電気機器関係

環境局気候変動対策部家庭エネルギー対策課 直通 03-5388-3533

- (3) 低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務関係

環境局環境改善部自動車環境課 直通 03-5388-3497

- (4) 東京都公害防止管理者関係

環境局環境改善部計画課 直通 03-5388-3435